

第1問

甲会社の取締役であるXは、宝石商Aに対し、宝石等を多量に購入するなど言葉巧みに働きかけて、Aにできる限り高価な宝石類を持参させようと企て、平成21年1月13日から同月16日午後7時ころまでの間に、Aから数回にわたり、ダイヤモンド8個ほか宝石類7点、高級腕時計12個(以上時価合計約7600万円相当)の引渡しを受けて預かり保管していた。しかし、Xは、もはやAにこれ以上宝石類を持参させることは困難であると判断し、Aをけん銃で殺害して右預かり保管中の宝石類等の返還を免れようと考え、同じ甲会社の取締役であるPに対し、「Aを乙ビルの地下室で射殺する」とその意図を告げた。

同日午後8時過ぎころ、Xは、地下室で銃殺すれば、たとえ目張りをしたとしても外部に銃声が聞こえるし、A殺害後の大量の血痕の処理も困難であると思いなおして、当初考えていた地下室においてAを殺害する計画を変更し、ひと気の少ない山の中でAを射殺しようとするに至り、商品取引と称して誘い出したAを迎えに行くために、タクシーを呼んだ。そしてXは、タクシー運転手であるYが運転するタクシーに乗り込み、Aとの待ち合わせ場所に向かった。その途中、同車内において、Xは、Pからの電話に対し、「Aを地下室でやるのはやめた。途中の山中でやることにした」などと話していたが、それを耳にしたYは、Xが内ポケットから携帯電話を取り出す際に、そこからけん銃の一部が見えたことも相まって、XがこれからAを殺害するかもしれないと思うに至った。

Xは、Yに対し、「取引先を乗せた後は、丙山へ向かってくれ」、「今日私がこのタクシーを利用したことは黙っててくれ」などと伝えた。Yは、それが殺人の幫助であることを認識していたが、「わかりました」と返事をした。Xは、待ち合わせ場所で待っていたAを同車に乗せ、Yに対し、「行ってくれ」とだけ伝え、ひと気のない山道がある丙山付近に差し掛かったころ、Yに対し、「ちょっと止まってくれ」と指示を出した。そしてXは、言葉巧みにAを外へ連れ出し、その山中において、内ポケットに隠していたけん銃でAの頭部を狙って発射し、それによってAを脳損傷により死亡させた。

Xは、Aを殺害後、一人で同車に戻り、Yに対し、「甲会社に戻ってくれ」と言い、Yは、Aが帰ってこないこと、Xが異常に興奮していることから、今まさにXはAを殺害したのだと思った。そしてYは、通常の業務通り、Xを甲会社まで移送し、Xから通常の料金を受け取った。

X、Yの罪責を述べよ。ただし、特別法は検討しなくてよい。

参考判例：大阪高裁 平成21年10月8日